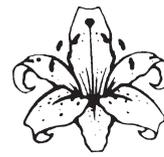


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和6年3月29日(金曜日)

号外第25号

目次	ページ
○規則	
神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部を改正する規則(政策・土地水資源対策課)	1
地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則(総務・行政管理課)	1
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・環境課)	2
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・子ども家庭課)	3
神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・障害福祉課)	11
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康医療・医療危機対策本部室)	11
港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(県土整備・河港課)	12
神奈川県流域下水道事業固定資産規則の一部を改正する規則(県土整備・下水道課)	14

規則

神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第33号

神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県土地利用調整条例施行規則(平成8年神奈川県規則第97号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第34号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則(平成22年神奈川県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号を次のように改める。

- 法人の目的及び業務内容
- 県の政策における法人の位置付け及び役割
- 中期目標の概要
- 理事長の理念並びに業務運営上の方針及び戦略

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年二五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部四三四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

- (5) 中期計画及び年度計画の概要（公立大学法人神奈川県立保健福祉大学にあつては、中期計画の概要）
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するための財源その他の資源
- (7) 業務運営上の課題及びリスク並びにこれらへの対応策
- (8) 業績の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果及び当該業務に要した資源
- (10) 予算及び決算の概要
- (11) 財務諸表の要約
- (12) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況に関する理事長による説明
- (13) 第1条第3号に規定する体制の運用状況
- (14) 法人に関する基礎的な情報

第23条を次のように改める。

（公立大学法人の業務実績等報告書）

第23条 法第78条の2第2項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 中期計画に定められた事項ごとに明らかにした業務の実績
- (2) 中期目標及び中期計画の実施状況
- (3) 前2号に掲げる事項について自ら行った評価の結果

2 法人は、法第78条の2第2項の報告書を神奈川県地方独立行政法人評価委員会に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第35号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項第1号中「規定する」を「掲げる」に、「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）」を「統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）」に改め、同号イ中「電気・ガス・熱供給・水道業」の次に「のうち、次に掲げる分類を除いたもの」を加え、同号イに次のように加える。

- (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）（イに係るものに限る。）
- (イ) 電気小売業（事業者向けのものに限る。）
- (ウ) 管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）（エに係るものに限る。）
- (エ) ガス小売業（導管による事業所向けのものに限る。）

第36条第1項第1号オ(オ) a 中「b、c及びd」を「b及びc」に改め、同号オ(オ) d を削り、同号オ中(オ) を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

- (オ) 各種商品小売業のうち、次に掲げる分類
 - a 管理、補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業）（b及びcに係るものに限る。）
 - b ドラッグストア

- c ホームセンター（電気機械器具小売業（中古品を除く）、電気事務機械器具小売業（中古品を除く）及びその他の機械器具小売業、家具・建具・畳小売業並びにじゅう器小売業に係るものを除く。）

第36条第1項第1号コ(ウ) a 中「b」の次に「及びc」を加え、同号コ(ウ)に次のように加える。

- c 介護医療院

第36条第1項第2号中「規定する」を「掲げる」に改め、同号イ中「電気・ガス・熱供給・水道業」の次に「のうち、次に掲げる分類を除いたもの」を加え、同号イに次のように加える。

- (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）（(イ)に係るものに限る。）
(イ) 電気小売業
(ウ) 管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）（(エ)に係るものに限る。）
(エ) ガス小売業

別表第10の1(1)の備考4(2)中サをスとし、ウからコまでをオからシまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類

- (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）（(イ)に係るものに限る。）
(イ) 電気小売業
(ウ) 管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）（(エ)に係るものに限る。）
(エ) ガス小売業

エ 運輸業、郵便業のうち、次に掲げる分類

- (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（48 運輸に附帯するサービス業）（(イ)に係るものに限る。）
(イ) レッカー・ロードサービス業

別表第10の1(2)中サをスとし、ウからコまでをオからシまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類

- (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）（(イ)に係るものに限る。）
(イ) 電気小売業
(ウ) 管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）（(エ)に係るものに限る。）
(エ) ガス小売業

エ 運輸業、郵便業のうち、次に掲げる分類

- (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（48 運輸に附帯するサービス業）（(イ)に係るものに限る。）
(イ) レッカー・ロードサービス業

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第36号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和38年神奈川県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第32号を第33号とし、第24号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 法第33条の6の3の規定により、社会的養護自立支援拠点事業の利用を勧奨すること。

第23条の7の次に次の6条を加える。

(親子再統合支援事業等の開始の届出)

第23条の8 法第34条の7の2第2項の規定による届出は、親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業）開始届（第29号様式の5）により行うものとする。

(親子再統合支援事業等の変更の届出)

第23条の9 法第34条の7の2第3項の規定による届出は、親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業）変更届（第29号様式の6）により行うものとする。

(親子再統合支援事業等の廃止又は休止の届出)

第23条の10 法第34条の7の2第4項の規定による届出は、親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業）廃止（休止）届（第29号様式の7）により行うものとする。

(妊産婦等生活援助事業の開始の届出)

第23条の11 法第34条の7の5第2項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届（第29号様式の8）により行うものとする。

(妊産婦等生活援助事業の変更の届出)

第23条の12 法第34条の7の5第3項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業変更届（第29号様式の9）により行うものとする。

(妊産婦等生活援助事業の廃止又は休止の届出)

第23条の13 法第34条の7の5第4項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届（第29号様式の10）により行うものとする。

第29号様式の2の5を次のように改める。

5 養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無

第29号様式の4の次に次の6様式を加える。

第29号様式の5 (第23条の8関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

親子再統合支援事業(社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業)開始届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所
氏名 (法人その他の団体に
あつては、所在地、
名称及び代表者の氏
名)

次のとおり親子再統合支援事業(社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業)を開始しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

備考 定款その他の基本約款を添えてください。

第29号様式の6 (第23条の9関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

親子再統合支援事業 (社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業) 変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所 (法人その他の団体に
氏名 あつては、所在地、
名称及び代表者の氏
名)

次の事項について変更しましたので、届け出ます。

事業の種類		
変更した事項	変更前	
	変更後	
変更した年月日		年 月 日
参考事項		

第29号様式の7 (第23条の10関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

親子再統合支援事業 (社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業)
廃止 (休止) 届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所 (法人その他の団体に
氏名 あつては、所在地、
名称及び代表者の氏
名)

次のとおり親子再統合支援事業 (社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業) を廃止 (休止) しますので、届け出ます。

事業の種類	
廃止 (休止) しようとする年月日 (休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間)	年 月 日 (から 年 月 日まで)
廃止 (休止) の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
参考事項	

第29号様式の8 (第23条の11関係) (用紙 日本産業規格A 4縦長型)

妊産婦等生活援助事業開始届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所
氏名 (法人その他の団体に
あつては、所在地、
名称及び代表者の氏
名)

次のとおり妊産婦等生活援助事業を開始しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

備考 定款その他の基本約款を添えてください。

第29号様式の9 (第23条の12関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

妊産婦等生活援助事業変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所 (法人その他の団体に
氏名 あつては、所在地、
名称及び代表者の氏
名)

次の事項について変更しましたので、届け出ます。

事業の種類		
変更した事項	変更前	
	変更後	
変更した年月日		年 月 日
参考事項		

第29号様式の10 (第23条の13関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

妊産婦等生活援助事業廃止(休止)届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所
氏名 (法人その他の団体に
あつては、所在地、
名称及び代表者の氏
名)

次のとおり妊産婦等生活援助事業を廃止(休止)しますので、届け出ます。

事業の種類	
廃止(休止)しようとする年月日(休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間)	年 月 日(から 年 月 日まで)
廃止(休止)の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
参考事項	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第29号様式の2の改正規定は、公布の日から施行する。

神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第37号

神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則（平成8年神奈川県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「整形外科、リハビリテーション科」を「小児整形外科、小児リハビリテーション科」に、「精神科、内科、泌尿器科、眼科及び耳鼻いんこう科」を「及び児童精神科」に改め、同条第2項を削る。

第7条及び第8条を削る。

第9条中「(第4号様式)」を「(第1号様式)」に、「(第5号様式)」を「(第2号様式)」に改め、同条を第7条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

第13条第1項中「(第6号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同条第2項中「(第7号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第1号様式から第3号様式までを削る。

第4号様式中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を第1号様式とする。

第5号様式中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を第2号様式とする。

第6号様式中「(第13条関係)」を「(第11条関係)」に、「入所又は受診」を「受診又は入所」に改め、同様式を第3号様式とする。

第7号様式中「(第13条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を第4号様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条の見出し及び同条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第38号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成19年神奈川県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「(法第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)」を削り、同条第42号及び第43号中「第44条の3の2第6項」を「第44条の3の5第6項」に、「第50条の3第6項」を「第50条の6第6項」に改め、同条第53号の次に次の1号を加える。

(53)の2 法第31条第1項（法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、一類感染症等

の病原体に汚染された生活の用に供される水等について、その管理者に対し、使用又は給水を制限し、及び禁止すべきことを命ずること。

第1条第57号中「及び第44条の9第1項」を「、第44条の3の2第2項、第44条の3の3第2項、第44条の9第1項、第50条の3第2項及び第50条の4第2項」に改め、同条第61号を次のように改める。

(6) 法第44条の3第2項（法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、新型インフルエンザ等感染症の患者に対し、健康状態について報告を求め、及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。

第1条第62号を削り、同条第62号の2中「第44条の3の3」を「第44条の3の6」に改め、同号を同条第62号とし、同条第79号中「第31条から第33条まで」を「第32条及び第33条」に改め、同条第81号の2中「第50条の4」を「第50条の7」に改め、同条第84号中「指定動物」の次に「等」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条第1号の改正規定、同条第53号の次に1号を加える改正規定並びに同条中第61号、第62号、第79号及び第84号の改正規定は、公布の日から施行する。

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第39号

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（昭和39年神奈川県規則第126号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「並びに」を「、」に改め、「ウ」の次に「並びに第4号（条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合を除く。）」を加え、「同項の」を「条例第4条第1項の」に改め、同条第4号及び第5号中「第4号」の次に「（条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合に限る。）」を加え、「同項」を「条例第4条第1項」に改める。

第3条第1号中「第4条第1項第1号ア」の次に「及び第4号イ（第二物揚場、第四物揚場及び第五物揚場に限る。）」を加え、同条第2号中「並びに」を「、」に改め、「ウ」の次に「並びに第4号ア及びイ（第二物揚場、第四物揚場及び第五物揚場を除く。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 条例第4条第1項第4号ウに掲げる施設 荷さばき地利用承認申請書（第4号様式の2）

第3条に次の1項を加える。

2 条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、条例第4条第1項第4号アからウまでに掲げる施設の利用の承認の申請については、前項の規定は、適用しない。

第2号様式中

神奈川県収入証紙はり付け欄

を削り、「神奈川県藤沢

土木事務所長」を「神奈川県 土木事務所長」に、「湘南港の本船岸壁」を「岸壁」に改める。

第3号様式及び第4号様式中

神奈川県収入証紙はり付け欄

を削り、

同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2 (第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

荷さばき地利用承認申請書

年 月 日
神奈川県西土木事務所長殿

申請者 住 所 (法人その他の団体に
氏 名 あつては、所在地、
電話番号 名称及び代表者の氏
名)

次のとおり荷さばき地を利用したいので、承認を申請します。

施 設 名	
目的(貨物の種類)	
仕 出 し 港	港
仕 向 け 港	港
面 積	平方メートル
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県流域下水道事業固定資産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第40号

神奈川県流域下水道事業固定資産規則の一部を改正する規則

神奈川県流域下水道事業固定資産規則（令和2年神奈川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第35条、第43条関係）

区分	単位	金額				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
第一種電柱	1 本	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	
その他の柱類		220円	170円	150円	140円	
共架電線	共架する電柱 1 本	1,720円	1,360円	1,140円	1,070円	
看板	表示面積 1 平方メートル	8,200円	4,310円	1,330円	910円	
標識	1 本	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
管 類	長さ 1 メートル	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円	82円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円	130円	120円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円	170円	160円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400円	310円	260円	250円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530円	420円	350円	330円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920円	730円	610円	570円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,320円	1,040円	870円	820円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
		外径が2メートル以上のもの	5,270円	4,160円	3,500円	3,280円

別表の備考1中「、座間市及び綾瀬市」を「及び座間市」に改め、同表の備考2中「伊勢原市」の次に「綾瀬市」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。